

龍ヶ崎市告示 第 93 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、龍ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和7年3月31日

龍ヶ崎市長 萩原



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

龍ヶ崎市 平台一丁目の一部

3 縦覧場所

龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

名称		面積 (ha)	備考
番号	生産緑地名称		
1	大徳第 1 号生産緑地地区	約0.12	
2	大徳第 2 号生産緑地地区	約0.14	
3	六斗蒔第 1 号生産緑地地区	約0.07	
4	姫宮第 1 号生産緑地地区	約0.13	
5	姫宮第 2 号生産緑地地区	約0.06	
6	馴馬第 1 号生産緑地地区	約0.19	
7	入地第 1 号生産緑地地区	約0.13	
8	入地第 2 号生産緑地地区	約0.42	
9	入地第 3 号生産緑地地区	約0.15	
10	入地第 4 号生産緑地地区	約0.16	
13	南中島第 3 号生産緑地地区	約0.23	
14	南中島第 4 号生産緑地地区	約0.08	
15	南中島第 5 号生産緑地地区	約0.29	
16	南中島第 6 号生産緑地地区	約0.06	
17	南中島第 7 号生産緑地地区	約0.22	
18	川原代第 1 号生産緑地地区	約0.15	
19	川原代第 2 号生産緑地地区	約0.20	
20	川原代第 3 号生産緑地地区	約0.06	
21	川原代第 4 号生産緑地地区	約0.08	
23	佐貫第 2 号生産緑地地区	約0.15	
27	庄兵衛新田第 1 号生産緑地地区	約0.05	
29	平台第 1 号生産緑地地区	約0.22	
32	長山第 1 号生産緑地地区	約0.42	
33	長山第 2 号生産緑地地区	約0.22	
34	貝原塚第 1 号生産緑地地区	約0.07	
35	貝原塚第 2 号生産緑地地区	約0.10	
37	貝原塚第 4 号生産緑地地区	約0.06	

40	羽原第1号生産緑地地区	約0.07	
41	羽原第2号生産緑地地区	約0.16	
42	羽原第3号生産緑地地区	約0.06	
43	八代第1号生産緑地地区	約0.15	
44	八代第2号生産緑地地区	約0.29	
45	八代第3号生産緑地地区	約0.66	
47	八代第5号生産緑地地区	約0.08	
48	八代第6号生産緑地地区	約0.07	
49	貝原塚第7号生産緑地地区	約0.05	
50	羽原第4号生産緑地地区	約0.09	
合計		約5.91	

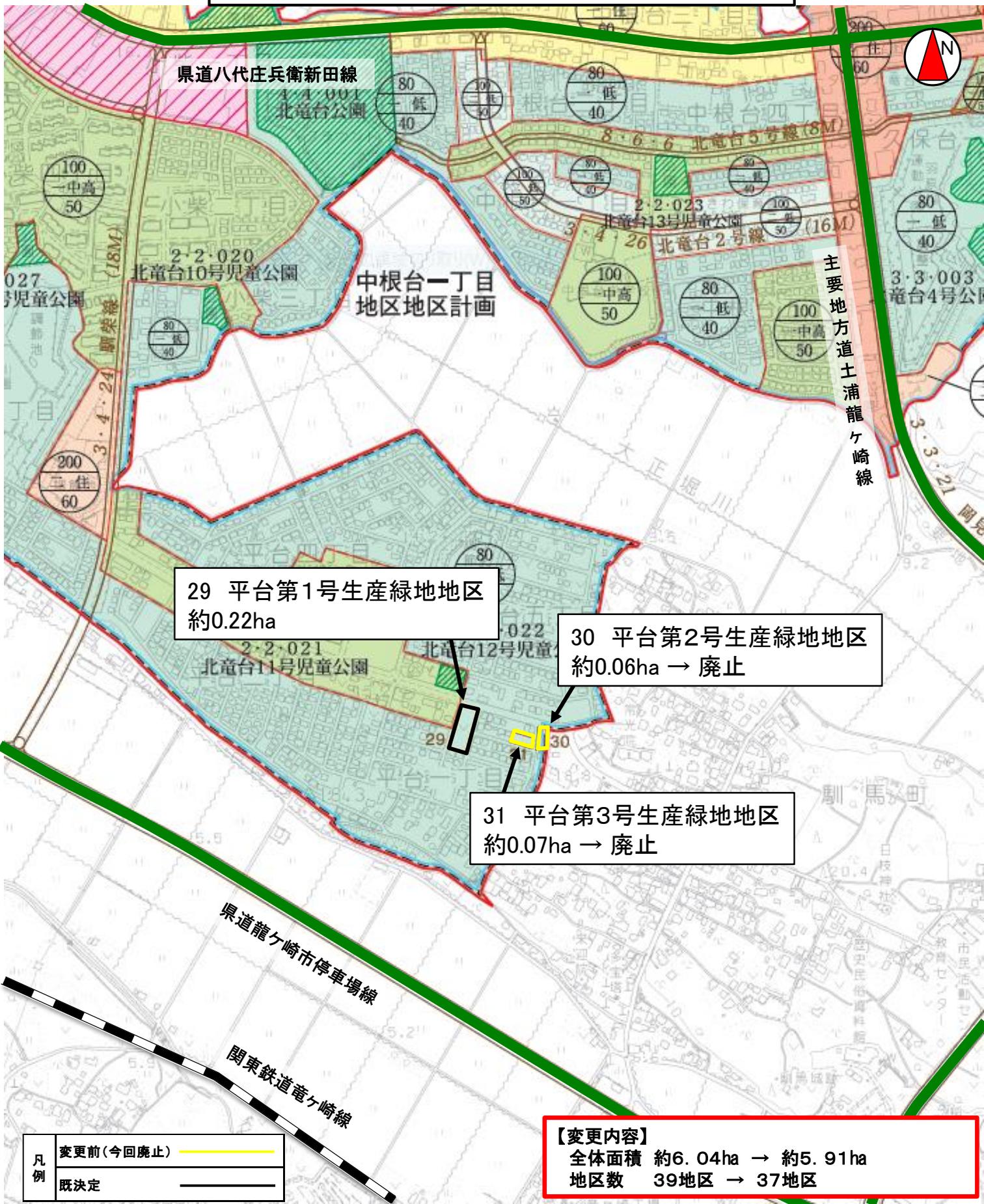
「位置及び区域は計画図表示のとおり」

【理由】

竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法第14条の規定により、行為の制限解除が行われたため、平台第2号生産緑地地区、平台第3号生産緑地地区を廃止する。

竜ヶ崎・牛久都市計画 生産緑地地区の変更【龍ヶ崎市決定】

概要図



29 平台第1号生産緑地地区
約0.22ha

30 平台第2号生産緑地地区
約0.06ha → 廃止

31 平台第3号生産緑地地区
約0.07ha → 廃止

【変更内容】
 全体面積 約6.04ha → 約5.91ha
 地区数 39地区 → 37地区

凡例	変更前(今回廃止)	
	既決定	

【変更理由】
 竜ヶ崎・牛久都市計画生産緑地地区のうち、生産緑地法第14条の規定により行為の制限解除が行われたため、平台第2号生産緑地地区、平台3号生産緑地地区を廃止するものである。